

京都市告示第629号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づく、水路等を次のように廃止及び一部廃止し、同条例第3条第1項の規定に基づき告示します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和8年1月28日

京都市長 松井孝治

(廃止水路)

整理番号	名 称	起 点 終 点
1	小塩初川口水1号	右京区京北小塩町初川口11番地の3地先 同上
2	初川初川口水6号	右京区京北初川町初川口10番地の3地先 同町8番地地先

(一部廃止水路)

整理番号	名 称	起 点 終 点
3	小塩ヌグイ水1号	右京区京北小塩町ヌグイ1番地の3地先 同上

(建設局土木管理部道路明示課)